



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 139号 2010.9.2 発行 社会政策研究所

=====

8月31日の障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会は、部会の下に設置された各作業チームの座長が決まり、本格的な議論のスタートです。厚生労働省のホームページには当日の数百ページにわたる資料が掲載されています。

また、従業員1000人以上の大企業では、平均雇用率が1.83%と法定の1.8%を超えたが、中小企業では雇用率が低迷。同100人以上300人未満の企業は平均1.35%に留まるという記事。

それと、大阪でまともや発覚した障害者虐待の記事などをお届けします。【kobi】

委員から新部会立ち上げの声—総合福祉部会

キャリアブレイン 2010年8月31日

内閣府の「障がい者制度改革推進会議」は8月31日、「障害者自立支援法」に代わる新法の策定について議論する「総合福祉部会」を開き、障害者の就労などについて議論した。委員からは、同部会とは別の障害者の就労について議論する部会を立ち上げるべきとの声が上がった。これに対し、同会議担当室の東俊裕室長は、「現実的に難しい」と答えた。

増田一世委員（社団法人やどかりの里常務理事）は障害者の就労について、「日本には障害者の働く権利を定めた法律がない。新しく制定するためには（障害者の就労について議論する）部会が必要」と訴えた。

倉田哲郎委員（大阪府箕面市長）はこれに同調し、政務三役も出席して議論することを要望した。

小野浩委員（きょうされん常任理事）は、「労働関連法の改正が必要。部会の作業チームではなく、部会レベルで議論すべき」と主張した。

東室長はこれらの意見に対し、11ある各論の分野で部会を立ち上げることが予算などの面から現実的でないとしながらも、「検討した上で、（障がい者制度改革推進会議に同部会の議論の）現状として説明したい」と述べた。

この日、同部会の下に設置された各作業チームの座長が決まった。座長は次の通り。

「法の理念・目的」藤井克徳委員（日本障害フォーラム幹事会議長） 「障害の範囲」田中伸明委員（社会福祉法人日本盲人会連合） 「選択と決定・相談支援プロセス（程度区分）」茨木尚子委員（明治学院大教授） 「訪問系」尾上浩二委員（NPO 法人障害者インターナショナル日本会議事務局長） 「日中活動とGH・CH・住まい方支援」大久保常明委員（社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事） 「地域支援事業の見直しと自治体の役割」森祐司委員（社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事・事務局長）

また、在宅障害者に加えて、施設入所者・入院患者への調査について同部会委員や有識者などが議論する場の設置が決まった。総合福祉法の在り方を検討するに当たって調査が必要か話し合い、9月21日に同部会と厚生労働省に対して結果を報告する。

高齢者単身世帯の生活支援、「報酬改定で具現化」—長妻厚労相

キャリアブレイン 2010年8月31日

孤立化の恐れがある高齢者の単身世帯などに対する生活支援を介護保険の基本目標に加えるよう菅直人首相が関係省庁に指示したことを受け、長妻昭厚生労働相は8月31日の閣議後の記者会見で、「(2012年度の)次期介護報酬改定でそういう考え方をどう具現化するのか、議論して決定していく」と述べた。

また、高齢者への見守りサービスの在り方については、「地方自治体との協力はなにはできない」と強調。地域福祉の推進を図ることを目的とした「地域福祉計画」を既に策定した自治体が全体の半数程度にとどまっていると指摘した上で、通知を出すなどして自治体に計画の立案を促しているとした。

医療者の労働環境で労基法の解釈を省内検討 - 長妻厚労相

キャリアブレイン 2010年8月31日

長妻昭厚生労働相は8月30日、東京都内の病院を視察後、記者団の質問に答え、「特殊な労働環境」にある医療従事者の労働基準法での取り扱いについて、厚生労働省の医政局と労働基準局で協議を行っていることを明らかにした。

長妻厚労相は、「(医療従事者を)今のところ例外扱いすることを直ちに考えているわけではない」とする一方、「実際に働く環境や状況が通常の業務とは異なる点があるということも否めない」と指摘。「非常に特殊な、精神にかかわる緊迫した状況で、いつどういう患者が運ばれてくるのか想定できない特殊な労働環境と、労働基準法とをどう解釈していくかも考えなければいけない」と述べた。

長妻厚労相は同日、山井和則厚労政務官と共に、救急医療の実態を把握するため帝京大医学部附属病院(東京都板橋区)を視察。ERや救急外来などを視察したほか、森田茂穂病院長らと懇談した。

NPOや小規模事業者が奮闘 障害者雇用 独自モデルで創出

産経BIZ 2010年9月1日



街で宣伝活動を行う「車椅子泉伝志団」のメンバーら = 大分市

障害者の雇用が伸び悩むなか、自ら働く場を生み出そうと奮闘するNPO法人(特定非営利活動法人)や小規模事業者がある。障害者だからこそできる強みや個性を生かした独自アイデアを、障害者らが事業化して「雇用の受け皿」を作ろうとしている。

事業安定化に向けたハードルは高いが、新しいビジネスモデルとして定着することが期待される。

上り旗などを車イスに掲げて街を動き回り、店舗やイベントなどの宣伝を行う広告事業を立ち上げたのは、NPO法人「自立支援センターおおいた」(大分県別府市)だ。

今年2月から「車椅子泉伝志団」というグループ名で本格的に事業を開始。車イスに乗ることができれば、重い障害を持つ人でも仕事ができる。地元飲食店のイベントやマラソン行事のPRなどを手がけた。

事業計画立案に携わり、自らも車イス生活を送る福田浩範さんは「ライバルはチンドン屋」と需要拡大に意欲を示す。「大分で足場を固め、重度障害者に働く場所をしっかりと提供できるように事業を広げていきたい」

ただ、地方景気の低迷で、各企業は広告を控える傾向にあり、宣伝料金の低価格志向な

どが事業運営の重しになりつつあるという。

IT（情報技術）を活用した各種支援サービスを行うミームス（京都府長岡京市）は、発達障害児童向けのマルチメディア教材・図書の作成、支援事業を手がけている。

自閉症や統合失調症など心に障害がある人にスタッフとして活躍の場を提供する。「彼らはいいい意味でこだわりを持ち、ITの仕事に向いている」と同社代表の高松さんは認める。いまや古株となった人は、新人スタッフに業務を教えられるまでになっているという。高松さんは「ジワジワと事業を大きく育てていければいいと思っている。障害を『強み』として生かせるビジネスを生み出していきたい」と意気込む。

目白大学人間学部で障害者雇用に詳しい松矢勝宏教授は、「いろいろな分野で障害者を雇う試みが広がっていくのは社会的にも有意義なことだ」と話している。

【予報図】

中小での拡大 法改正で促す

大企業を中心に障害者雇用への意識は高まっているが、中小企業では対応が困難な実態が浮き彫りになっている。

厚生労働省によると、障害者雇用が義務付けられている企業の障害者雇用率は、昨年6月1日現在で前年比0.04ポイント増の1.63%となり、4年連続で過去最高を更新した。

従業員1000人以上の大企業では、平均雇用率が1.83%と法定の1.8%を超えたが、中小企業では雇用率が低迷。同100人以上300人未満の企業は平均1.35%にとどまる。

企業の雇用義務拡大を促すため、改正障害者雇用促進法の一部が7月1日から施行された。パートやアルバイトなど短期時間労働者が雇用率の計算対象に加わり、法定雇用率の未達成企業に課せられる給付金の支払い対象も拡大して201人以上の企業にも適用される。

中小企業は障害者雇用対策の強化が求められる。（神庭芳久）

障害者支援施設で職員が虐待 大阪市が改善指導

朝日新聞 2010年9月1日

大阪市は31日、約90人が利用する同市鶴見区の知的障害者支援施設「つるみの郷（さと）」で、職員による障害者への虐待行為が2008年以降に4件あったと発表した。同日、施設を運営する社会福祉法人「椿（つばき）福祉会」（岡田新次理事長）に改善指導した。

市によると、うち3件は身体的虐待。09年5月、階段の踊り場で暴れて寝転んだ40代の女性を職員が引きずって足にけがをさせたほか、障害者に殴られた職員が逆に床に押し倒して押さえつけたケースが2件あった。日常的な嫌がらせによる心理的虐待もあった。椿福祉会の寺谷博事務局長は「虐待行為への認識が甘い面があった。再発防止に努める」と話した。

また、大阪府は同日、東大阪市の知的障害児施設で昨年10月までの3年半に、入所者を個室に閉じ込める不適切な施設が636回あり、改善指導したと発表した。

知的障害者に虐待86件 プロレス技や個室隔離...大阪市の施設

読売新聞 2010年9月1日

大阪市は31日、同市鶴見区の知的障害者支援施設「つるみの郷」（岡田新次理事長）で2008年4月～10年3月、職員が利用者を引きずってけがをさせたり、プロレス技をかけたりするなどの虐待行為が86件あったと発表した。市は同日、社会福祉法に基づき、同施設に改善指導を行った。

同施設は重度障害者ら約60人が利用し、指導員ら約40人が勤務。2月、通報を基に市が監査を実施した。

市が身体的な虐待と認めたのは3件。40歳代の指導員が、暴れて寝ころんだ利用者を引きずって足にけがを負わせたほか、指導に従わない利用者を床に押し倒したケースが2件あった。

一方、指導員がふざけて利用者にプロレス技をかけた「不適切行為」などが4件、定められた手続きをとらないまま、利用者を外から施錠できる個室に隔離した事例が79件あった、としている。

市の監査に対し、施設側は「虐待の認識はあまりなかった」と説明しているという。

入所者閉じ込め636回...東大阪の施設

読売新聞 2010年9月1日

知的障害者施設「向陽学園」(大阪府東大阪市)が2006年4月～09年10月に計636回、パニックを起こすなどした入所者に対し、切迫性があるなど厚生労働省が省令で定めた条件を満たしていないにもかかわらず、施錠した部屋に閉じ込める不適切な対応を取っていたとして、大阪府は31日、児童福祉法に基づき、施設側に改善指導したと発表した。

府によると、同学園には12～37歳の計45人が入所している。運営する社会福祉法人・向陽学園の福永亮碩理事長は「我々の認識が甘く、本人や保護者に変な申し訳ないことをした」と話している。

介護給付費を不正受給 福岡市の事業所 県、指定取り消し

西日本新聞 2010年9月1日

福岡県と福岡市は31日、障害者自立支援法に基づく居宅介護や移動支援の給付費66万円を同市から不正受給したとして、居宅介護事業所「スイートホームヘルパーステーション」(福岡市早良区、吉村久美子代表)の障害福祉サービス事業者指定を県が取り消したと発表した。市も移動支援事業所の登録を抹消した。いずれも同日付で、不正受給による同指定の取り消しは福岡県で初。県と市は同事業所に加算金を含む811万円を返還請求している。

市などによると、同事業所は2008年7月～今年4月、利用者7人に家事援助などを行ったとする架空の実施記録と実績記録表を作って市に344万円を請求。また、給付が認められない散歩の同行などにも、移動支援名目で287万円を請求したり、無資格の男性従業員にガイドヘルパー業務をさせて35万円を請求したりしていた。

市は請求に基づき、全額を給付していた。3月に元従業員の情報提供があり不正が発覚した。

同事業所は、07年10月に県のサービス事業者指定を受けた。今年7月時点の利用者は15人、従業員は4人。市は被害届の提出も検討している。

障害者団体が独自案

朝日新聞 2010年09月01日

県内23の障害者団体は31日、県が制定を検討している障害者差別を禁止する条例について独自案をまとめ、参考にしてもらうように県と県議会に提出した。県は来年の2月定例会への提案を目指しており、県障がい者支援総室の東泰治総室長は「検討材料とした」と語った。

23の団体が参加する「障害者差別禁止条例をつくる会」が昨年7月の発足後、県内各

地で障害者差別の事例を集めるなど、条例案を検討してきた。障害者差別に対して罰則ではなく、話し合いによって理解を深めることを条例の目的にしたいという。

条例案では、障害を理由とした直接的な差別だけでなく、表面的には中立な基準でも障害者だけが不利益を被る場合や、機会均等を理由に必要な配慮をしないことも差別にあたるとした。何が差別にあたるかは、労働や教育など10分野で具体例を示し、各分野で自治体が負うべき責務を明記した。

また、差別を受けた人への救済の仕組みも提示。自治体での相談体制と、話し合いの場として「障害のある人の権利委員会」を立ち上げ、差別が悪質な場合は知事が是正を勧告するよう定めている。つくる会代表の松永朗さんは「障害者の声を条例に生かして欲しい」と話した。

知的障害者の生活支援 下諏訪にホーム開設へ

信濃毎日新聞 2010年8月31日



つばさ福祉会が改修してグループホーム・ケアホーム「つばさの家 下諏訪」を開設する住宅

岡谷市内で知的障害者の就労支援施設などを運営する社会福祉法人つばさ福祉会は10月、下諏訪町湖浜に知的障害者のグループホーム・ケアホーム「つばさの家 下諏訪」を開設する。入所者の生活拠点を地域の中に移しつつある県の知的障害者総合援護施設「西駒郷」(駒ヶ根

市、宮田村)から諏訪地方出身者ら6人を受け入れ、生活を支えていく。

ホームは、諏訪湖に近い木造2階建て、延べ約140平方メートルの空き家を借りて開設。既に改修に着手し、居間を区切って個室にするほか、ダイニングルームを広げて居間に変えるなどの工事を施す。

西駒郷から移る人たちは、交代で常駐するつばさ福祉会の職員から食事や入浴などの手助けを受けながら暮らす予定。改修費約1千万円のうち約450万円は国と県からの補助を充て、残りを同福祉会の資金で賄う。

同会は2007年、岡谷市銀座にグループホーム・ケアホーム「つばさの家」を設けており、同様のホームは2カ所目となる。これまで岡谷のホームにも西駒郷から諏訪地方出身の入所者が移り、家族の高齢化などから在宅生活が難しい障害者も受け入れてきた。

県障害者支援課によると、諏訪地方のグループホーム・ケアホームは4月1日時点で9軒。同福祉会理事長の今井照雄さん(62)は「障害者が生まれ育った地域で暮らせれば、家族との接点も持ちやすい。だが、そのための拠点はまだまだ不足している」と指摘する。

同福祉会は来年、岡谷市に3カ所目のホームを設け在宅の障害者を受け入れる予定。今井さんは「障害者が地域で自然な生活を送れるように支えていきたい」と話している。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行